

# 第八編 労働者教育問題

## 概説

大正十年版日本労働年鑑第八編労働者教育問題の概説に於て、労働者側の教育運動が漸やく其緒に就いたことを指摘し「労働者教育問題の上より見て最も本質的であり労働運動の上より見て最も根本的であると思はれるところの此方面の教育運動は今後我國労働運動の進展につれて益々旺盛となるであらう」と述べて置いたが、今年度の労働者教育を概観するに特に注目し値するのは同じく此點である。而して此點に於て擧ぐべきは労働者側の教育事業が本年度に於てやゝ組織化し來つたことである。但し其規模に於て、其組織に於て未だ大いに見るべき進展を收穫し得なかつたのは、我國労働團體の現状に於ては蓋し當然のことであらう。

## 第一 本年度労働者教育施設

### 一 國家及公團體の施設

労働者教育問題

#### 1 文部省

##### 工業學校規程の改正

工業學校規程の改正は文部省の工業教育調査委員會で、審議中であつたが、一月十二日の官報を以て愈々發表された、全文は左の如くである。

工業學校規定左の通改正す

第一條 工業學校の修業年限は學科の種類、土地の状況等に應じ左の例に依り之を定むべし  
一尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年乃至五年

二高等小學校程度を以て入學資格とする場合に於ては二年乃至三年

前項の修業年限は特別の必要ある場合に限り一年以内之を延長することを得

土地の情況に依り必要ある場合に於ては第一項各に該當せざるものを以て入學資格とし其の修業年限を前二項に準じ二年以上に於て適宜定むることを得

第二條 工業學校に入學することを得る者は年齢十二年以上にして尋常小學校卒業程度以上の學力を有するものたるべし

第三條 第一學年の入學志願者中尋常小學校を卒業せざる者又は高等小學校若しくは他の學校に於て之と同程度と認むべき課程を卒らざる者に付ては試験に依りて其學力を檢定すべし

相當年齢に達し他の學校に於て前各學年の課程と同程度と認むべき課程を卒りたる者又は試験に依り相當の學力ありと認めたる者は第二學年以上に入學を許すことを得

試験に依り相當の學力ありと認めたる者は第二學年以上に入學を許すことを得

第四條 他の工業學校の生徒にして轉學を志望する者あるときは試験を行はずして之を相當學年に編入することを得他の工業學校を卒業したる者にして入學を志望するものに付ては前項の例に依る

第五條 工業學校の毎週教授時數は實習を除き二十四時以内とす但し低學年に在りては三十分高學年に在りては實習を課せざる期間其の他特別の必要ある場合に限り三十三時まで之を増加することを得

實習の教授時數は學科の種類に依り適宜之を定むべし

第六條 高學年に在りては一學年に付三月以内實習のみを課することを得但し特別の必要ある場合に限り一箇月以内之を延長することを得

第七條 教授日數は毎學年二百十日以上とす但し特別の事情に依り臨時休業を爲したる場合は此の限に在らず試験及修學旅行に充つる日數は前項の日數に算入せず

第八條 工業學校の學科は工業の種類又は之を細分したるものに依り左の例に準じ適宜之を定むべし

機械科、工作機械科、蒸氣工科、船用機關科、内燃機關科、精密機械科、製造用機械科、水力機械科、製圖科、木型科、鑄工科、鍛工科、機械仕上科、兵器科、造船科  
電氣料、電氣機械科、電力科、電氣通信科、電氣

鐵道科、照明科  
土木科、鐵道科、河港科、道路橋梁科、水道科、水力科、測量科  
建築科、木工科、石工科、塗工科、鉛工科  
探礦科、炭礦科、石油科、選礦科、冶金科、製鐵科

應用科學科、分析科、塗料科、製藥科、釀造科、製革科、油脂科、製紙科  
電氣化學科、電鑄科、電鍍科、電解科  
窯業科、製陶科、陶畫科、珐瑯科、硝子科  
染織科、色染科、機織科、紡績科、織物仕上科、製絲科

金屬工藝科、木材工藝科、彫金科、鍛金科、鑄金科、原型科、玩具科、家具科、漆工科、圖案科、彫刻科、印刷科、製版科

女子に就ては色染、機織、紡績、製絲、圖案、分析其の他女子に適當なるものより選擇して之を定むべし

第九條 二學科以上を置く場合に於ては學科の種類、修業年限に依り或學年の課程は之を學科別と爲さざることを得

第十條 工業學校の學科目は修身、國語、數學、物理及化學、圖畫、法制及經濟、體操並に工業に關する學科目及實習とす但し修業年限、學科の種類に依り外國語、博物、地理、歴史、商業大意、工場要項其の他の學科目を加設することを得

女子に就ては修身、國語、數學、理科、圖畫、家事及裁縫、體操並に工業に關する學科目及實習とす但地理、歴史、音樂其の他の學科目を加

設することを得工業に關する學科目は學科の種類修業年限に應じ適切なる事項を選び之を定むべし

第十一條 土地の情況に依り必要あるときは文務大臣の認可を受け夜間に亘り教授を爲すことを得但し午後九時を越ゆることを得ず

第十二條 工業學校を卒業し特に工業に關する事項を研究若くは補習せんとする者あるときは設備の許す限り之を在學せしむることを得

第十三條 工業學校に於て或學科目を選修せしむる爲め選科生を置くことを得

第十四條 工業學校に於ては主として工業に關する事項を授くる爲め專修科を設け又は随時講習を爲すことを得

第十五條 工業學校に於ては學科目教授時數及學級數に應じ普通學科目並に工業に關する學科目及實習に付各相當員數の教員を置くことを要す

第十六條 工業學校に於ては校地内若くは其の附近に於て體操場に充つべき相當の場所を設くることを要す

第十七條 工業學校に於ては教室、實驗室、實習場、圖書、器具、機械、標本、模型等を備ふることを要す 但し實習場は文務大臣の認可を受け便宜他の工場を以て之に充つることを得

附則  
本令は大正十年四月一日より之を施行す  
徒弟學校規程は之を廢止す  
本令施行の際現に存する徒弟學校は女子職業學

校を除くの外本令に依り設置せられたる工業學校と看做す本令施行の際現に存する工業學校及前項の學校にして本令の規定中之に依り難きものは當分の内仍從前の例に依ることを得大正十一年三月三十一日までに設置せられたる學校に付亦同じ

本令施行の際現に存する工業學校に類する各種學校にして本令に依らんとするものに付ては第十條及第十六條の適用に關し當分の内之を斟酌することを得

右の改正の要點を擧ぐれば左の九點である。

- 一、工業學校規程及徒弟學校規程を融合して一制度と爲し修業年限を大體に於て三年乃至五年とした事
- 二、尋常小學校からの聯絡を本體とし場合によつては高等小學校から聯絡せしめる事
- 三、隨つて從來の豫科は廢止された事
- 三、學科の内容は人格の陶冶、常識の涵養に重きを置く趣旨で普通學科を尊重した事
- 四、工業學科目に就ては廣汎多岐に亘るの弊を避け成るべく狭くとも技術を深く體得せしめる方針とした事
- 五、特に實修に重きを置く趣旨で一學年の過程中一定の期間を限り高學科に於ては特に實修のみを課するを得る規定を設けた事
- 六、修業年限異なる學校間に於て生徒轉學の途を啓き上級學科との聯絡を圓滿にした事
- 七、特に夜間に亘る教授を認め一面に於て設備の利用を圖り又生徒學修の便、資する事

とした事

八 工場代用の途を啓き一面設備の節約に資すると共に實業界との聯絡を密接にし學科の教授を實際的ならしめる便を啓いた事

九、女子を收容する學校には相當の規定を設けた事

### 職業學校規程の制定

從來實業學校の種類は工業、農業、商業、商船等に限られ、裁縫、家事、簿記、寫眞、通信術、運輸事務、洋服、タイプライター、速記、製菓、其他の特種の職業を教育する學校——現在六百有餘校に達する——に對しては實業學校としての特別の規程を缺いて居たので、文部省は省令を以て職業學校規程を新設し、一月十三日の官報を以て左の如く公布した。

#### 職業學校規定左の通定む(文部省令)

第一條 職業學校の修業年限は二年以上四年以内とし但し特別の必要ある場合に於ては學科の種類入學資格等に應じ一年以内之を伸縮することを得

第二條 職業學校に入學することを得る者の資格は年齢十二年以上にして學力尋常小學校卒業程度以上に於て之を定むべし

第三條 職業學校の毎週教授時數は二十四時以上とす

第四條 教授日數は毎學年二百日以上とす但し特別の事情に依り臨時休業を爲したる場合は此限に在らず試験及修學旅行に充つる日數は前項の日數に算入せず

第五條 職業學校の學科は裁縫、手藝、刺烹、寫眞、簿記、通信術其他特種の職業に付之を定むべし二學科以上を置く場合に於ては學科の種類修業年限に依り或學年の課程は之を學科別と爲さることを得

第六條 職業學校の學科目は修身、國語、數學、體操並職業に關する學科目及實習とす但し體操は之を缺くことを得

前項の學科目の外修業年限學科の種類に依り理科、圖畫、外國語其他の學科目を加設し女子に付ては尙家事、音樂其他學科目を加設することを得

學科目は便宜分合して之を定むることを得加設學科目又は職業に關する學科目中或事項は生徒の志望に依り之を缺き又は選擇履修せしむることを得

第七條 職業學校の課程を卒へたる者又は之に準ずべき者にして更に或事項を専攻せむとすもの、爲専攻科を置くことを得

専攻科の修業年限は二年以内とす

第八條 職業學校に於ては或學科目を選修せしむる爲選科生を置くことを得

第九條 職業學校に於ては主として職業に關する事項を授くる爲別科を設け又は隨時講習を爲すことを得

第十條 職業學校に於ては學科目教授時數及學

級數に應じ相當員數の教員を置くことを要す

第十一條 職業學校に於ては教室其他必要なる諸室、器具、機械、標本、模型等を備へ又實習に必要な設備を爲すべし

#### 附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す

本令施行の際現に存する徒弟學校規程に依る女子職業學校は本令に依る職業學校と看做す

#### 農業學校規程の改正

現行農業學校規程は明治卅二年の制定にかかり隨つて時勢の進運に伴はざるを以て昨年五月以來古在由直、横井時敬の兩氏其他十五名に囑し農業教育調査委員會を設けて調査中の處今回成案を得たので一月十五日の官報を以て左の如く改正の結果を發表した。

第一條 農業學校の修業年限は學科の種類、土地の情況等に應じ左の例に依り之を定むべし

一、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年乃至五年

二、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては二年乃至三年

前項の修業年限は特別の必要ある場合に限り一年以内之を延長することを得

土地の情況に依り必要ある場合に於ては第一項各號に該當せざるものを以て入學資格とし其の修業年限を前二項に準じ二年以上に於て

適宜之を定むることを得

第二條 農業學校に入學することを得る者は年齢十二年以上にして尋常小學校卒業程度以上の學力を有するものたるべし

第三條 第一學年の入學志願者中尋常小學校を卒業せざる者又は高等小學校若しくは他の學校に於て是と同程度を認むべき課程を卒らざる者に就ては試験に依り其の學力を檢定すべし相當年齢に達し他の學校に於て前各學年の課程と同程度を認むべき課程を卒りたる者又は試験に依り相當の學力ありと認めたる者は第二學年以上に入學を許すことを得

第四條 他の農業學校の生徒にして轉學を志望する者あるときは試験を行はずして之を相當學年に編入することを得他の農業學校を卒業したる者にして入學を志望するものに就いては前項の例に依る

第五條 農業學校の毎週教授時数は實習を除き三十時以内とす但し實習を課せざる期間其他特別の必要ある場合に限り三十三時まで之を増加することを得

實習の教授時数は學科の種類、土地の情况等に依り適宜之を定むべし

第六條 農業學校に於ては一學年に付二月以内實習のみを課することを得但し高學年に在りては一月以内之を延長することを得

第七條 教授日数は毎學年二百十日以上とす但し特別の事情に依り臨時休業を爲してする場合に此の限に非らず  
試験及修學旅行に充つる日数は前項の日數に

算入せず

第八條 農業學校の學科目は修身、國語、數學、物理及化學、博物、法制及經濟、體操並に農業に關する學科目及實習とす但し修業年限、土地の情况等に依り地理、歴史、簿記、圖畫、手工、外國語其の他の學科目を加設することを得  
女子に就いては修身、語、數學、理科、家事及裁縫、體操並に農業に關する學科目及實習とす但し地理、歴史、簿記、圖畫、音樂、手藝其の他の學科目を加設することを得

第九條 農業に關する學科目は作物、園藝、土壤肥料、作物病蟲害、畜産、畜生理、農業製造、養蠶、蠶體生理、蠶病、製絲、農業經濟、造林、森林保護、森林利用、森林數學、森林經理、農林、工學、獸醫、水産其の他必要なる事項より選擇して之を定むべし  
女子に就いては耕種、園藝、畜産、農産製造、養蠶、製絲其他女子に適當なるものより選擇して之を定むべし

第十條 學科目は便宜分合して之を定むることを得

第十一條 農業學校に於ては土地の情況に依り學科を農業科、養蠶科、園藝科、畜産科又は林業科等に分ち其の一學科又は數學科を置くことを得  
二學科以上を置く場合に於ては學科の種類、修業年限に依り或學年の課程は之を學科別と爲さざることを得

第十二條 農業學校を卒業し特に農業に關する事項を研究若しくは補習せむとする者あるときは設備の許す限り之を在學せしむることを得

第十三條 農業學校に於ては或學科目を選修せしむる爲選科生を置くことを得

第十四條 農業學校に於ては主として農業に關する事項を授くる爲専修科を設け又は臨時講習を爲すことを得

第十五條 農業學校に於ては學科目、教授時數及學級數に應じ普通學科目並農業に關する學科目及實習に付各相當員數の教員を置くことを要す

第十六條 農業學校に於ては校地内若しくは其の附近に於て體操場に充つべき相當の場所及實習地を設くることを要す

第十七條 農業學校に於ては教室、實驗室及實習に必要な建物、圖書、器具、器械、標本等を備ふることを要す

第十八條 農業に關する事項を専修せむとする者の爲に特殊の組織に依り修業年限二年以内の學校を設くることを得

第十九條 前項の學校の入學資格、教授の日數及時數、學科目等は土地の情況に依り適宜之を定むべし  
第二十條 前條の學校及専修科の教場は臨時必要の地に之を設くることを得

第二十一條 獸醫學校の修業年限は四年とす但し特別の必要あるときは一年以内之を延長することを得

第二十二條 獸醫學校に入學することを得る者は年齢十四年以上にして高等小學校卒業程度以上の學力を有するものたるべし

第二十三條 獸醫學校の學科目は修身、國語、數

學、物理及化學、博物、法制及經濟、體操並獸醫に關する學科目及實習を但し外國語其の他の學科目を加設することを得

獸醫に關する學科目は解剖及組織、生理、病理衛生、藥物及調劑、内科、外科、産科、獸醫、警察、蹄鐵、畜産等とす

學科目は便宜分合して之を定むることを得

第二十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十二條乃至第十七條は之を獸醫學校に準用す

#### 附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す本令施行の際現に存する農業學校にして本令の規定中之に依り難きものは當分の内仍從前の例に依ることを得大正十一年三月三十一日まで設置せられたる學校に付亦同じ

### 實業學校併置規程の制定

文部省に於ては二種以上の實業學校の學科を置く學校に關する規程を制定し一月十八日の官報を以て左の如く公布した。

第一條 工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校及職業學校の中二種以上の學校の學科又は之を併合したる學科を置く實業學校を設くることを得

第二條 前條の實業學校の修業年限 入學資格、學科目及其の程度設備等は學科の種類に應じ工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程、水産學校規程又は職業學校規定に準じ之を定むべし

#### 附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す明治三十七年文部省令第七號は之を廢止す

本令施行の際明治三十七年文部省令第七號に依り現に存する實業學校は本令に依る實業學校と看做す

### 商業學校規程の改正

文部省に於ては商業教育調査委員會の成案によりて商業學校規程を改正し、三月十八日の官報を以て左の如く公布した。

#### 商業學校規程

第一條 商業學校の修業年限は左の例に依り之を定むべし

一、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年乃至五年

二、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三年

前項の修業年限は特別の必要ある場合に限り一年以内を延長する事を得土地の情況に依り必要ある場合に於ては第一項各號に該當せざるものを以て入學資格とし其の修業年限を前二項に準じ三年以上に於て適宜定むることを得

第二條 商業學校に入學することを得る者は年齢十二年以上にして尋常小學校卒業程度以上の學力を有するものたるべし

第三條 第一學年の入學志願者中尋常小學校を卒業せざる者又は高等小學校者は他の學校に

於て之と同程度と認むべき課程を卒業する者に付ては試験に依り其學力を檢定すべし

相當年齢に達し他の學校に於て前各學年の課程と同程度と認むべき課程を卒業したる者又は試験に依り相當の學力ありと認めたる者は第二學年以上に入學を許すことを得

第四條 他の商業學校の生徒にして轉學を志望する者あるときは試験を行はずして之を相當學年に編入することを得他の商業學校を卒業したる者にして入學を志望するものに付ては前項の例に依る

第五條 商業學校の毎週教授時數は二十三時以内とす

第六條 教授日數は毎學年二百十日以上とす但し特別の事情に依り臨時休業を爲したる場合は此限に在らず試験及修學旅行に充つる日數は前項の日數に算入せず

第七條 高學年に在りては文部大臣の認可を受け一學年に付三月以内商業に關する實地練習のみを爲さしむることを得

第八條 商業學校の學科目は修身、國語、數學、地理、歴史、理科、外國語、法制、經濟、體操並商業に關する學科目とす但し圖畫、工業大意其の他の學科目を加設することを得

女子に付ては修身、國語、數學、地理、歴史、理科、外國語、家事及裁縫、體操並商業に關する學科目とす但し圖畫、音樂、法制及經濟其の他の學科目を加設することを得

第一條第一項第一號の學校中修業年限三年のもの及第二號の學校に在りては歴史、理科を

缺くことを得

第九條 商業に關する學科目は商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業實踐、商業地理、商業史、商業法規、商業英語、タイプライチング、速記術其の他必要なる事項より選擇して之を定むべし

前項の學科目中商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業實踐は之を缺くことを得ず但し第一條第一項第一號の學校中修業年限三年のもの女子の學校及特別の必要に依り文部大臣の認可を受けたる場合に於ては商品、商業實踐を課せざることを得

第十條 學科目は便宜分合して之を定むることを得

第十一條 土地の情況に依り必要あるときは文務大臣の認可を受け夜間に亘り教授を爲すことを得但し午後九時を越ゆることを得ず

第十二條 第一條第一項第一號の學校中修業年限五年のもの及第二號の學校には第二部を設くることを得

第十三條 第二部に入學することを得る者は中學校又は高等女學校の卒業若しくは之に準すべき者とする

第十四條 第二部の修業年限は一年とする但し特別の必要ある場合に於ては文部大臣の認可を受け之を伸縮することを得

第十五條 第二部の毎週教授時数は三十六時以内とする

第十六條 第二部の學科目は修身、商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業英語、商業法

規、經濟とす但し必要に應じ他の學科目を加設することを得

第十七條 商業學校に於ては或學科目を選修せしむる爲選科生を置くことを得

第十八條 商業學校に於ては主として商業に關する事項を授くる爲専修科を設け又は隨時講習を爲すことを得

第十九條 商業學校に於ては學科目教授時數及學級數に應じ相當員數の教員を置くことを要す

第二十條 商業學校に於ては校地内若しくは其の附近に於て體操場に充つべき相當の場所を設くることを要す

第二十一條 商業學校に於ては教室、實驗室、商業實踐及其の他必要なる諸室圖書器具機械標本模型商品見本等を備ふることを要す

附則

本令は大正十年四月一日より之を施行す

本令施行の際現に存する商業學校にして本令の規定中之に依り難きものは當分の内仍從前の例に依ることを得大正十一年三月三十一日までに設置せられたる學校に付亦同じ

本令施行の際現に存する商業學校に類する各種學校にして本令に依らんとするものに付ては第八條及第二十條の適用に關し當分の内之を斟酌することを得

實業補習教育主事新設

文部省に於ては實業補習教育振興策の一として實業補習教育主事なるもの五名を

置くこととし督學官同様の待遇を與へ各府縣に於ける實業補習教育の監督指導獎勵を爲さしむることとし五月三日の官報にて左の如き主事規定を發表した。

第一條 實業學務局に實業補習教育主事を置く

第二條 實業補習教育主事は上司の命を受け實業補習教育の指導獎勵に關することを掌る

第三條 實業補習教育主事學事視察を命ぜられたる時は左記事項に就き視察すべし

一、實業補習教育の一般狀況

二、實業補習教育獎勵の狀況

三、實業補習學校の組織編成並に教授訓練の狀況

四、實業補習學校の經費及び設備の狀況

五、實業補習學校と地方實業との關係

六、實業補習學校教員養成の狀況

七、其他特に命ぜられたる事項

第四條 實業補習教育主事視察を終りたる時は直ちに口頭を以て大要を實業學務局長に報告し更に一月以内に復命書を提出すべし

視學官會議の補習教育協議

五月十四日の文部省修文館に於て開催された全國視學官會議の第二日は補習教育の協議を主題とし文部當局者から全國補習教育の狀況を説明し出席者から各府縣補習教育施設狀況の報告及び當局に對する希望の

陳述等あつたが希望條項中の主なるものは左の如きであつた。

- 一、補習教育に關する學務委員を設置する事
- 一、講習教育を義務教育とする事
- 一、補習學校教員と徴兵との關係に關する希望

- 一、年功加俸、退隱料に關する希望
- 一、補習學校教科書特に公民讀本を編纂する事
- 一、高等小學校と補習學校との關係に關する希望
- 一、文部省直轄學校教員をして地方實業補習

- 學校を援助せしめる事
- 一、補習學校生徒の學齡簿を作製する事
- 一、各府縣に補習教育指導者一名を設置する事

### 實業補習教育夏季講習會

文部省主催實業補習教育夏季講習會は八月九日より同十九日迄東京一橋商科大學講堂に於て開催、講習題目及び講師は左の如く而して各府縣よりの出席者は三百五十餘名に達した。

- 實業補習教育制度 山崎達之輔
- 補習教育と労働問題 上田貞次郎
- 工業教育に對する希望 田澤義鋪
- 農村教育の教養に就て 佐藤寛次
- 農村補習學校の經營 小尾晴敏
- 世界産業の現勢と世界産業界に期待せらるゝ補習教育 西田博太郎
- 實業補習學校に於ける公民教育 關屋龍吉
- 實業教育の理論 中島半次郎
- 歐米に於ける實業補習教育に就て 渡邊龍聖
- 社會思潮の基礎 桑木殿翼

### 實業補習學校數

(大正九年五月現在) (文部省實業學務局調査)

| 府縣別   | 工 | 農  | 商  | 水 | 農  | 農 | 農 | 農 | 商 | 裁 | 農 | 商 | 裁 | 工 | 裁 | 他 | 計  |
|-------|---|----|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 北海道   | 五 | 一七 | 七  | 七 | 一〇 | 一 | 一 | 九 | 一 | 九 | 一 | 二 | 三 | 三 | 六 | 五 | 二九 |
| 東 京   | 九 | 一五 | 三  | 一 | 一〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二六 |
| 東 都   | 二 | 二七 | 二  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二八 |
| 大 阪   | 四 | 一〇 | 七  | 一 | 三  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三三 |
| 神 奈 川 | 八 | 三三 | 一〇 | 七 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四三 |
| 兵 庫   | 一 | 二五 | 四  | 五 | 三  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四五 |
| 長 崎   | 二 | 二四 | 三  | 三 | 二  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三五 |
| 新 潟   | 六 | 三三 | 八  | 二 | 九  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四九 |
| 埼 玉   | 一 | 二九 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三三 |
| 群 馬   | 七 | 二四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三五 |
| 千 葉   | 一 | 二九 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三五 |
| 茨 城   | 一 | 一三 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二九 |
| 栃 木   | 一 | 二九 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三三 |
| 石 川   | 一 | 二九 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二九 |
| 三 重   | 一 | 一〇 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二〇 |
| 愛 知   | 三 | 一五 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 靜 岡   | 一 | 一五 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 山 梨   | 一 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 滋 賀   | 一 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 岐 阜   | 五 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 長 野   | 一 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 宮 城   | 一 | 一五 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 福 島   | 一 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 岩 手   | 一 | 一五 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 青 森   | 二 | 一六 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 山 形   | 四 | 一八 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 秋 田   | 二 | 一五 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 宮 城   | 二 | 一六 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |
| 石 川   | 一 | 一四 | 一  | 一 | 一  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二二 |





吳海軍工廠に於ては勞務者の人格の向上を計り社會協調の本義を自覺せしむると共に社會問題に關する健全なる組織を修得せしむる目的を以て七月四日より八日迄五日間廣島縣倉橋島龜ヶ首に於て左の要項の下に第一回勞務者講習會を開催した。

### 一、會員

人員 百名

資格 (イ)年齢二十五歳以上四十歳迄

(ロ)高等小學校卒業程度

(ハ)向上心旺盛にして實務の成績優良の者

(ニ)身體強健にして傳染性疾患なき者

### 二、會費 不要

### 三、講習科目及講師

人生と社會及國家

田澤義鋪

國民體操

松元稻穗

經濟組織と社會政策

河津 暹

思想問題

高田保馬

科外講義

北爪子誠、宮澤說誠

### 四、方法 講師及講習員寢食を共にし講義其他各種の行事を實施す。

### 五、經費 講師の旅費並報酬及協調會にて準備すべき圖書類の費用合計約千五百圓は艦政本部にて整理し、會場の設備其他講習の實施に要する費用は吳海軍工廠の整理とす

### 六、講習員の給與 講習期間定時間に對する

賃金を支給し旅費を給せず。

而して同工廠に於ては更に九月七日より十一日迄の五日間右と同様の要領にて第二回勞務者講習會を實施した。

### 3 公共團體

#### 鹿兒島縣立工業學校の職工

#### 夜學校開校

鹿兒島縣立工業學校にては職工に對し補助教育を施す目的を以て職工夜學校を設け六月十日午後七時より開校式を舉行した。定員は機械科二十五名、建築科十五名、家具科十名で授講生は機械職工、大工、指物師の現業員に限り、授業時間は一週三日毎夜三時間宛である。

#### 濱松工業試験場の染織職工

#### 養成講習會

静岡縣立濱松工業試験場に於ては時局以來急激に發展したる織物業に従事すべき中堅男織工を養成する目的を以て六月二十二日より七月十三日迄三週間同試験場内に講習會を開催する事とした。講習生の定員は五十名にて講習科目及講師は左の如くである。

る。

織物原料に就て濱松工業學校教諭岡山薫▲織物製造法と織物整理の大要産業技手蓮田修一郎▲力織機使用法並に工場能率増進同市川惠三▲瓦斯機關に就て同鈴木貞輔▲綿絲の精練漂白と染色法同平澤政吉▲染色圖案に就て同技師石貫造▲社會道徳と國力の充實同木村翠▲滿鮮支織物視察談場長山本又六▲科外講習織物消費税に就て遠織組合理事影山末藏▲染織の改善と検査同技師福田都雄▲現代生活の意義に就て社會教育主事貞松修藏

### 二 私人又は私團體の施設

#### 1 私人

#### 有馬賴寧氏の勞働者教育

#### 事業

東京淺草橋場の有馬伯邸内建物の一部を校舍に當て青年勞働者の爲め有馬賴寧氏一味の人々が教鞭をとつて居る信愛中等夜學校は既に創立以來一年半を経、三月第一回卒業生を出した。而して更に新學期からは毎土曜日を特に土曜講座と稱し學校の課目とは全然關係のない時事問題を始め思想問題、社會問題等を提へ學者實際家を招いて講演を開く公開的の講座を設けた。

### 中央労働學院開校

桐生高等工業學校長西田博太郎氏を院長とし、栗野谷藏氏を學監幹事長とする中央労働學院は六月六日午後六時から東京小石川區表町九五番地の假校舍に於て開校式を舉行し八日水曜午後六時から授業を開始した。

生徒は市内各工場の優秀なる職工百五十名で最長年齢五拾一歳最低年齢十八歳である。講師は山田敏一(思想問題)今井時郎(社會學一斑)宮澤説成(倫理學)黒川小六(行政)奥野彦六(憲法)小林鐵太郎(經濟學)藤井悌(労働問題)小川芳太郎(機械學及數學)氏等で其他に尙科外講師十數氏を有してゐる。授業時間は毎週水曜(自午後五時半至同拾時)土曜(自午后五時半至拾時半)の兩日で科外講義は兩日以外に適宜行ふこととなつてゐる。

尙中央労働學院に於ては通學の便宜を持たぬ人々の爲めに講義録「労働大學」及びそれに添へて「労働と教育」と題する雑誌を七月一日より刊行した。

## 2 私設會社

### 富士瓦斯紡績會社の富士

#### 女學校開設

富士瓦斯紡績會社東京本所押上工場に於ては從來尋常小學校、徒弟學校等を設けて女工教育に従事して來たが今秋義務教育終了の女工に對し高等女學校程度の教育を施す主旨を以て富士女學校を設置した。工場長佐々山寛一氏を校長に、教務主任久保昌氏其他三四名の教師を有し收容力は本科百二十六名、専修科二百八名である。今同校の規則の中主なるものを擧ぐれば如左。

第一條 本校は富士瓦斯紡績株式會社押上工場の業務に従事する女子を收容し道徳教育及國民教育の基礎並に日常生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て目的とす

第二條 修業年限は本科三ヶ年専修科二ヶ年とす

第六條 學科は左の如し  
本科 修身、國語、算術、家事、裁縫、地理、歴史、理科、唱歌、體操とす  
専修科 修身、裁縫、家事、作法とす

第八條 毎日の授業時間は左の如し  
自午前七時至九時、二時間  
自午後七時至九時、二時間  
各半學級宛  
但し自七月二十日至七月三十一日及九月一日至九月十日間は授業時間を毎日一時間とす

第十四條 本校は入學料授業料等一切の費用を徴收せず

第十五條 生徒各自の用品は凡て自辨とす

### 東洋紡績津分工場の教育設備

同工場に於ける本年初の操業時間は従前に比し一時間短縮されたが其結果兎角職工等は低級な趣味に走り易いので之を改善し職工中の希缺者に對し附屬寄宿舎臨江寮講堂に於て水曜日には國語、土曜日には英語を授けることとしたが尙ほ將來の成績の如何に依つては更に數學其の他の學科をも教授する企圖がある。

### 日本絹布株式會社の職工

#### 教育施設

京都市上京區田中大堰町の日本絹布株式會社に於ては夙に職工教育に意を用ひ、初めは寺子屋式にやつてゐたものが漸次發達して今日では女子従業者の爲めに實科高女程度の芳蘭女學校男子従業者の爲めに乙種中等程度の山科中學校を設けて何れも高等普通教育を授けてゐる。前者は既に大正八年三月當局の認可を得て以來着着整頓しつゝあり、後者は來學年度より一大改革を爲さんご準備中である。目下芳蘭女學校は七學級二百五十人、山科中學校は二學級五十人であるが四月の新學年からは女學校は六百人、中學校は百人を收容する計畫である。

### 3 私團體

#### 勞働團體の東西勞働講座

##### イ 友愛會東京聯合會の講習會

友愛會東京聯合會主催の勞働講座は之を東京勞働講習所と稱し、將來の勞働大學たらしめんとするの抱負を以て着々畫策し實行の歩を進めつゝある。今先づ東京勞働講習所規約を左に掲げて本所の性質を明かにする。

##### 東京勞働講習所規約

- 一、本講習所は之を東京勞働講習所と稱し日本勞働總同盟友愛會東京聯合會の事業として開設す
- 二、本講習所は勞働者に對し勞働運動者として必要なる教養を與ふるを以て目的とする
- 三、講習生たらんとする者は日本勞働總同盟友愛會々員たることを要す
- 四、本講習所講習科目は左の十二科目とし之を三部に分つ
  - 第一部 經濟原論、工場經營、勞働運動史
  - 第二部 勞働運動史、經濟各論、近代文藝思潮、法學通論
  - 第三部 勞働法制及勞働運動關係法規、社會學、勞働運動史、簿記及會計
- 五、各部の講習期間を四ヶ月とし一部の講義

##### 勞働者教育問題

終了するを待ちて次回の講義を開始す

- 六、講習期間は毎年三月より六月に至る、九月より十二月に至る各四個月間とす
  - 七、全部を通じて聴講せんとする者は何れの部より聴講を始むるも差支なし
  - 八、講習生の希望により一箇若くは二箇の部のみの聴講を許可することあるべし
  - 九、全部の聴講を了したる者に對しては修業證書を授與す 但し全講義時間數の三分の二以上出席すること要す
  - 一〇、講習生たらんとする者は住所、氏名、年齢、所屬組合、若くは支部名及學歷を記したる履歷書を添へ志望部（全部若くは第何部）を明記し文書又は口頭を以て聯合會に申込むべし
  - 一一、本講習所は時々科外講演を爲し講習生は無料聴講するを得
  - 一二、本講習所は講義録其他の出版を爲し講習生に對しては割引をなす
- 而して第一回講習は大正十年版本年鑑第二二〇頁に記述したるが如く昨年十一月五日より始まり本年一月廿八日を以て終了した。更に第二回講習（第二部）は左のプログラムの下に開催された。

一、時日 大正十年三月一日開始、六月末日

終了、毎週一回金曜日午後七時より

- 二、場所 初めは神田區錦町の東京女子音樂學校なりしも三月十一日より神田區三崎町の三崎會館に變更
- 三、講師及學科目左の如し

經濟各論 堀江 歸一  
 勞働運動史 植田好太郎  
 近代文藝思潮 片上 伸  
 法學通論 鈴木 義男

##### ロ 關西勞働組合聯合會の勞働講座

關西勞働組合聯合會に於ては加盟各團體の幹部員養成の目的を以て三月より毎週日曜日午後七時から大阪市西區靱中通三丁目共益社樓上に於て勞働講座を開催して居る。聴講資格は關西勞働組合加盟會員に限り、聴講科は一回一人拾錢である。而して講師及演題は左の如くである。

- 世界的勞働祭に就て (三二日) 金子徳伸  
 雄辯術に就て (九日) 古市春彦  
 會議法及び討論の練習(十六日) 古市春彦  
 勞働組合論 (廿三日) 村島歸之  
 サンヂカリストの始祖ソレルの思想に就て (以下期日未定) 渡邊茂夫  
 一般經濟界の状態と賃銀との關係 志賀志那人

##### ハ 神戸聯合會の勞働講座

神戸聯合會に於ては四月十九日以後毎週

火曜日夜賀川豊彦氏を講師として同聯合會樓上にて労働講座を開催した。講義の題目は「近世社會運動史論」で之を十講に分つたと左の如くである。

- 第一講 ユートピアン社會主義の發達
- 第二講 マルクス社會主義の理論と實際
- 第三講 同前
- 第四講 ベルンスタインの修正派社會主義
- 第五講 プルードンの無政府主義とその理論
- 第六講 クロボトキンの無政府主義とその理論
- 第七講 ソレルの理論とサンガカリズム
- 第八講 ギルド社會主義の理論と實際
- 第九講 ホルセグヰズムの理論と實際
- 第十講 ボルセグヰズムの理論と實際

### 協調會の労働者講習會

協調會は二月廿一日より六日間第一回労働者短期講習會を東京府下世田ヶ谷の國士館に於て開催した。其目的は労働者の向上を圖り社會協調の本義を自覺せしむると共に社會問題に關する健全なる知識を修得せしむるにあり、入會の資格は年齢二十歳前後より三十歳前後迄とし、高等小學校卒業若くは同等以上の學力を有する者、向上心旺盛にして職務に忠實なる者等とし、今回

は官業工場の労働者に限り、海軍工廠から三十名、鐵道省から廿名、砲兵工廠から廿名、總計七十名を選抜した。而して此會の特色は多數の労働者を一ヶ所に收容して一定期間連續の修養的講習を爲す點にあるので一日の行事は左の如くであつた。

- 一、午前六時—七時 起床、掃除、洗面、靜座、遙拜、朗讀、體操
- 一、七時—八時 朝食
- 一、八時—十二時 講義
- 一、十二時—一時半 晝食
- 一、一時半—二時 體操、靜座
- 一、二時—四時 講義
- 一、四時—五時半 自由時間
- 一、五時半—六時半 夕食
- 一、六時半—八時半 感話、懇談
- 一、八時半—九時 靜座、體操
- 一、九時、就床

尚講義の内容は左の如くであつた。

- 一、 講義と諸講師
- 一、 思想問題一斑 深作 安文
- 一、 生産と分配 氣賀 勘重
- 一、 人生と國家 田澤 義鋪
- 一、 生活改善と衛生事項 古瀬 安俊
- 一、 社會政策大意 藤井 悌
- 一、 國民體操に就て 松元 稻穗
- 一、 質疑應答 矢吹 慶輝

- 一、 修養の根柢 後藤 靜香
- 一、 助講及講題
- 一、 宗教と實生活 宮澤 說成
- 一、 眞勇に就て 北爪 誠
- 一、 時代の力 藏内 正太郎

(本講授廿九時間 助講授 八時間)

尚協調會では機關雜誌「社會政策時報」の外に四月一日から月刊労働雜誌「人と人」を創刊した。

### 協調會の社會政策短期講習會

#### 第一回

協調會にては社會政策短期講習會の第一回を四月四日より十三日まで十日間大阪府會議事堂を會場として開催した。京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の二府三縣より聽講を申込みる者百六十餘名に達した。講師及講習科目は左の如くであつた。

- 一、 勞資協調の精神(二時間) 田澤 義鋪
- 一、 社會政策概論(六時間) 河津 暹
- 一、 労働組合及労働爭議(六時間) 鹽澤 昌貞
- 一、 労働問題一斑(八時間) 神戸 正雄
- 一、 都市改善(四時間) 關 一
- 一、 社會事業一斑(六時間) 生江 孝之
- 一、 思想問題一斑(八時間) 建部 遜吾
- 一、 其他科外講義

尙四月七日午後六時半より中之島中央公會堂に於て社會政策大講演會を開いて前記諸氏出演した。聴衆約八百名であつた。

### 同 第二回

協調會にては第二回社會政策短期講習會を六月十六日より一週間神戸市熊内雲中小學校内に開催した。其講習科目及時間、講師は左の如くであつた。

| 課目         | 時間 | 講師氏名  |
|------------|----|-------|
| (正科)       |    |       |
| 労働者の教養     | 二  | 田澤 義鋪 |
| 児童保護事業     | 四  | 生江 孝之 |
| 児童心理       | 四  | 高島平三郎 |
| 社會政策概論     | 四  | 田島 錦治 |
| 思想問題一斑     | 五  | 朝永三十郎 |
| 失業者保護施設    | 三  | 遊佐 敏彦 |
| 社會事業一斑     | 二  | 田子 一民 |
| 労働問題       | 七  | 山本美越乃 |
| (科外)       |    |       |
| 部落改善       | 二  | 小田 直藏 |
| 児童保護の基礎調査  | 二  | 島村 育人 |
| 職業紹介従事員に就て | 二  | 八濱徳三郎 |
| 神戸市の社會事業   | 一  | 木村 義吉 |
| 労働時間と能率の關係 | 一  | 阪西 由藏 |
| 産業上に於ける協調  | 一  | 永井 亨  |

而して二十二日午後四時より閉會式を挙げ八十五名の講習員に修了證書を授與した。

### 労働者教育問題

尙協調會及び神戸市社會課主催にて六月十九日午後七時より神戸市湊川小學校講堂に於て社會政策公開講演會を開催し左の諸氏出演したが聴衆一千名に達した。

### 同 第三回

|            |       |
|------------|-------|
| 協調主義の道徳的基調 | 田澤 義鋪 |
| 労働問題と社會事業  | 生江 孝之 |
| 團體的精神の進化   | 田島 錦治 |

協調會主催第三回社會政策短期講習會は七月二十一日より二十八日迄八日間福岡縣立小倉高等女學校講堂に於て開催、山口縣及九州沖繩各縣よりの會員は二百八十六名であつた。講習科目其他は前回と大同小異なれば略す。

### 協調會の第三回社會政策講習會

協調會の社會政策講習所第三回講習は四月十二日より始まり七月十一日を以て終了した。講習科目は左の如く講習生は七十名(事業家一七、地方自治體一五、會社及鑛山一一、宗教家九、其他一八)であつた。

社會政策總論、社會學大意、經濟概論、法制大意、近世産業史、倫理學一斑、統計學概論、労働組合、労働争議、労働保險、工場法及鑛業法、工場衛生、災害豫防、産業委員會、純

益分配、産業組合、工場管理法、社會事業大意、救貧及防貧、教化事業、児童保護  
尙其他に科外講義、實地見學、演習、懇話會があつた。

尙第四回講習は九月十二日より十二月十七日まで東京芝公園内芝中學校附屬建物内に於て開催、講義科目其他は大體前回同様であつた。

### 労働者教育協會の日本労働學校創立

日本労働總同盟名譽會長鈴木文治氏等の組織せる労働者教育協會は今回日本労働學校を創立し九月十六日東京市芝區三田四國町二の惟一館樓上に於て開校式を舉行した同校「設立要旨」は左の如くである。

労働問題解決のために知識の必要なることは多言を俟たざるところである。殊に労働運動の進歩發達のためには「知識」は實に其先達であり、指針であり、燈明ともなるものと思ひます。さればこそ英米其他の先進國に於ては或は労働組合の經營又は有志者の經營に依る労働者教育の機關なきは無い有様である。本校は則ち我國労働者諸君のために知識の補給を企つる目的を以て創立せられたる労働者教育協會の經營する所であります。従つて本校は労働問題の適正なる解決を得んがため

働運動の幹部の養成を圖り且つ工場、鑛山其他の作事場に於ける一般労働者諸君に労働問題の正確なる知識の供給を爲さんとするものである。學科の案配、講師の選擇に當りても特に此點に意を用ひました。有志の諸君の入學を希望します。

次に同校の學科及び講師は左の如くである。

本科

|           |       |
|-----------|-------|
| 工業政策      | 石本 惠吉 |
| 労働運動史     | 堀江 歸一 |
| 工場管理法     | 神田 孝一 |
| 法學通論及労働法規 | 片山 哲  |
| 思想問題      | 吉野 作造 |
| 心理學       | 寺田 精一 |
| 經濟學       | 安部 磯雄 |
| 社會學       | 小泉 鐵  |
| 社會政策      | 北澤新次郎 |
| 労働組合論     | 鈴木 文治 |

豫科

|        |         |
|--------|---------|
| 作文     | 上條 愛一   |
| 數學     | 松下 芳男   |
| 簿記、會計學 | 木村 盛    |
| 英語     | 鹽路 武輝   |
| 國語     | 杉浦健之助   |
| 科外講師   | 内ヶ崎作三郎  |
| 彦      | 佐野學 賀川豊 |

次に同校の入學資格は左の如くである。

- 一、本科、豫科共労働者たること
- 一、本科は高等小學校卒業者又はこれと同等以上の學力ある者
- 一、豫科は尋常小學校卒業者又は同程度以上の學力ある者

而して學生數は十月十七日現在本科百九名豫科五十八名である。

次に入學金は壹圓、授業料は毎月本科は壹圓五拾錢、豫科は壹圓であるが、別に本科と豫科との兼修を許し兼學者の兼修手数料は壹圓、授業料は貳圓五十錢である。

授業日割は本科、豫科共毎週二晩づつで本科は火、金曜日、豫科は月、木曜日共に午後六時半より九時半までである。

本科及び豫科の修業年限は何れも一學年とし之れを次の三學期に分ける。

- 第一學期 自九月至十二月
- 第二學期 自一月至四月
- 第三學期 自五月至八月

尙日本労働學校に於ては通學すること能はざる者の爲めに労働問題講義録を十一月より發行する。同講義録は毎月一回發行一ヶ月金六十錢で一ヶ年で卒業する。

終りに日本労働學校を經營せる労働者教育協會の性質を明かならしめん爲め其會則

中第一章總則だけを左に掲げる。

- 第一條 本會は労働者教育協會と稱す
- 第二條 本會は本部を東京市に置き支部を全國極要の産業地に置く
- 第三條 本會は労働問題の適正なる解決に資する爲め労働者に社會教育を施し且つ労働問題に關する知識の普及を圖るを以て目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達する爲めに左の事業を行ふ
  - 一、教育部 別に定むる所の規則に據り臨時若くは定時に労働問題に關する學校、講演會、講習會を開催す。尙右附帶事業として労働圖書館、労働博物館等の完成を期するものとす
  - 二、出版部 労働問題講義録、労働問題講演集其他一般社會問題等に關する小冊子の刊行を爲すと共に別に通信教授の方法に依り本會所定の目的を達成するものとす。尙適當の時期に於て労働通信社或は一般社會問題に關する専門圖書の販賣所を設くることあるべし
  - 三、調査部 労働問題及一般社會問題の調査並に内外労働統計の作成、集積、整理を爲し且つ關係諸項の調査依頼に應ずることあるべし
  - 四、組合相談部 労働者の人事に關する一切の相談並に労働組合及産業組合の設立解散に關する相談に應ずるものとす

五、法律部 労働問題に關する法律方面の相談に應じ其解決に任ず

而して同會は役員として理事五名、監事三名を置くが現在に於ては理事は吉野作造、片山哲、山崎猛、北澤新次郎、鈴木文治(理事長)の諸氏、監事は石本恵吉、星島二郎の兩氏其任に就いてゐる。

労働者教育協會の横濱

地方講座

日本労働學校を經營せる労働者教育協會の地方講座開設は十月二十二日午後六時半から横濱市松影町日本海員組合横濱支部樓上に於て其産聲を擧げた。此講習は今後毎週土曜日午後六時半より九時半まで行ひ十二回を以て終了する而して聴講料は一回金貳拾錢宛とし毎回前納することを要し、聴講資格は高等小學校卒業又は同等以上の學力ある純労働者たることで其人員は百名を限度とするが第一回の聴講生は三十一名であつた。

其科目及び講師氏名は左の如くである。

- 實踐労働倫理 鈴木 文治
- 労働問題 杉浦健之助
- 經濟學 松下 芳男
- 労働組合論 上條 愛一

労働者教育問題

労働運動史

木村 盛

大原社會問題研究所の讀書會

大原社會問題研究所に於ては其の事業の一たる讀書會を本年も大阪、東京の兩地に於て夫々開催した。大阪の方はA組とB組(婦人に限る)に分ち、A組は十月廿七日より十二月廿二日まで毎週木曜日午後七時より九時までであつて

中五回は高野岩三郎氏が「歐洲社會運動史」を講じ、後四回は丸岡重堯、林要、山村喬、河西太郎の四氏が「社會運動家評傳」(オウエン、ラッサー、プルドン、マルクス)を試みた。此會員百二十名。B組は十月十六日より十二月十八日まで毎週日曜日午後二時より四時まで之を行ひ、始め五回は大林宗嗣氏がゼー・エス・ミル著「婦人の服従」を解説し、後五回は高田慎吾氏が「兒童問題」を講述した。此會員二十名、場所は共に大阪市南區天王寺人町の同研究所であつた。次に東京に於ける讀書會は左の如くである。

- 一の組 十一月十日開始、毎週木曜日午後六時より、五回を以て終了
- 題目「賃銀制度の研究」(参考書 W. G. F. Lunn, Wages of Labor) 解説者、北澤新次郎氏
- 二の組 大正十一年一月十二日開始の豫定
- 毎週木曜日午後六時より、約五回を以て終了

題目「改造思想の研究」(参考書 K. Kautsky, Die A. u. D. des Proletariats) 解説者、權田保之助氏  
會場、東京市神田區猿樂町日本基督教青年會同盟本部。會員、兩組とも五十名内外最後に會費は大阪東京を通じ各組とも一圓である。

月島労働講習會

東京市京橋區月島の月島労働相談會では労働者の社會生活に必要な學術を講習せしむる目的の下に月島労働講習會なるものを興し、十二月四日月島労働會館に於て發會式を舉行し、六日より授業を開始した。同會設立要旨並に規則要項は左の如くである。

設立要旨

自ら額に汗して生きる労働者の生活は、最も正しいものであるに拘らず現在では最も虐げられて居る。私等労働者は先づ自己を解放し、人類の未來をもつと光輝あるものこそせねばならない。私等は日々の生活から多くの經驗を得、之は不合理だ、何とかせねばならぬと痛感する幾多の事實に面してゐる。然し残念ながら之に處するに必要と思ふ智的準備が足りない。之が爲めに意義ある私等の運動も免れずれば鈍り勝ちだ。之は私等が教育を受くる機會を與へられなかつた當然の結果である。

今、一生産者として社會に立つてゐる私等は知識の必要をつくづく感ずるが教育を受ける費用も時間も有して居らぬ。適々其の機會を得て喜ばば益々私等を愚にしようとするもののみである。私等の擔つてゐる任務は重大だ、之を果すには非常な努力が要る。此の努力は飽く迄もせねばならない。之即ち少い時間と乏しい費用とを割いて夜間講習會を開かうとする所以である。

諸君、夕方工場から疲れて歸る時の氣持はお互に知つてゐる。然し互に勵まし合つて研究しようではないか。

規則要項

一 總則

- 第一、本會は労働者の社會生活に必要な學術を講習す
- 第二、本會は一期終了を三ヶ月とす
- 第三、本會に入會せんとするものは何れも労働者に限る。(男女を問はず)

| 課目      | 講師    | 時間     |
|---------|-------|--------|
| 労働者問題   | 嘉治 隆一 | 土曜の(一) |
| 社會學     | 波多野 鼎 | 火曜の(一) |
| 社會思想    | 千葉雄次郎 | 土曜の(一) |
| 各國労働運動史 | 蠟山 政道 | 火曜の(二) |
| 法學通論    | 三輪 壽壯 | 火曜の(一) |
| 労働法規    | 細野三千雄 | 土曜の(二) |
| 經濟學     | 平 貞藏  | 土曜の(二) |

科外講師

|         |        |
|---------|--------|
| 國家論     | 長谷川如是閑 |
| 近世の政治   | 吉野 作造  |
| 日本労働運動史 | 山名 義鶴  |
| 露國農制    | 佐野 學   |
| 各國労働黨事情 | 北澤新次郎  |
| 和解及仲裁制度 | 末廣嚴太郎  |

三 期間及休業  
 本會の修了期間は三ヶ月とす  
 大正十年十二月六日より同二十五日まで

大正十一年一月七日より二月二十八日まで  
 口 冬期休業は十二月二十五日より翌年一月九日まで  
 四 入會及退會  
 イ 入會者五十名を限りとす補缺あるときは此の限りにあらず(其他略)  
 五 講習費及入會金  
 イ 講習生は入會金五十錢講習料三ヶ月分九十錢を申込書に添へ前納すべし(其他略)

第二 最近労働者の教育程度

中央工業労働紹介所紹介

労働者教育程度

東京府中央工業労働紹介所が大正九年六月開所以來同年末までに紹介就職した労働者数は八千三百七十八名であるが、其教育程度は左表の如くである。

| 性別 | 教育程度 | 高等學校專門學校卒業以上 | 同進學 | 中學校高等學校卒業 | 同進學 | 中等學校卒業 | 同進學 | 高等小學校同程度卒業 | 同進學 | 尋常小學校同程度卒業 | 同進學 | 多少文字を解する者 | 文字を解せざる者 | 計     |
|----|------|--------------|-----|-----------|-----|--------|-----|------------|-----|------------|-----|-----------|----------|-------|
| 男  | 八    | 三            | 三   | 三         | 三   | 三      | 三   | 三          | 三   | 三          | 三   | 八         | 三〇       | 八、一六六 |
| 女  | 一    | 一            | 一   | 一         | 一   | 一      | 一   | 一          | 一   | 一          | 一   | 一         | 一        | 一、八三三 |
| 計  | 八    | 三            | 三   | 三         | 三   | 三      | 三   | 三          | 三   | 三          | 三   | 九         | 三一       | 八、三七八 |

山口縣に於ける職工の教育程度

山口縣には昨年末現在百四十七の工場法適用工場があつて九千九百四十餘名の職工を使用してゐるが是等の教育程度は左表に示すが如くである。

教育程度



| 職工種別  | 職工數   | 性別 | 中學 |      | 高等小學校 |      | 尋常小學校 |      | 不就學 |    | 計 |
|-------|-------|----|----|------|-------|------|-------|------|-----|----|---|
|       |       |    | 卒業 | 一部修學 | 卒業    | 一部就學 | 卒業    | 一部就學 | 有筆  | 無筆 |   |
| 十二歳未満 | —     | 女男 | —  | —    | —     | —    | —     | —    | —   | —  | — |
| 十四歳未満 | 三八    | 女男 | —  | —    | —     | —    | —     | —    | —   | —  | — |
| 十八歳未満 | 一、七〇六 | 女男 | —  | —    | —     | —    | —     | —    | —   | —  | — |
| 十八歳以上 | 七、九一八 | 女男 | —  | —    | —     | —    | —     | —    | —   | —  | — |
| 計     | 九、九四三 | 女男 | —  | —    | —     | —    | —     | —    | —   | —  | — |

香川縣に於ける職工の

教育程度

昨年末現在に於て香川縣の工場法適用工場に  
 従業せる職工總數五千六百六十人の中未教育者  
 五百二十人(九分一厘)尋常卒業四千二百四十五  
 人(七割五分五厘)高等小學卒業七百十人(一割  
 二分五厘)中學卒業三十一人(五厘)専門學校卒  
 業百五十四人(二分四厘)であつて前年に比し未  
 教育者は一分四厘を減じ尙高等小學程度以上の  
 職工は著しく増加してゐる。